

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（下水道管理課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、六十歳に達した流域下水道事業企業職員の給料月額に關し特例措置を定めるとともに、規定の整備をするもの

二 内容

(一) 六十歳に達した流域下水道事業企業職員の給料月額について、管理者が定める旨を明記

(二) その他の規定の整備

三 施行期日

令和五年四月一日